

# 令和7年度 河原林富美福祉基金による助成申請要項

社会福祉法人大阪府共同募金会

大阪の社会福祉の向上に役立ててほしいとして、故河原林富美氏による遺贈金をもって河原林富美福祉基金を設置し、社会福祉推進事業の支援でこれまであまり手を差しのべていなかった福祉の狭間の事業や福祉の周辺領域で支援を要する事業を助成対象に支援に取り組むことになりました。

大阪府共同募金会（以下、「本会」という。）では、要項に基づき標記申請の受付を行います。

## 1. ボランティア活動支援事業

### 《対象団体》

大阪府内の福祉課題・地域課題の解決に取り組む非営利の活動団体で次の要件をすべて満たす団体

- 法人格の有無は不問
- 5人以上で構成されていること
- 年間活動実施10回以上（事業を行うための会議等は除く）
- 申請時まで1年以上活動実績があること
- 会則等により団体運営が定められている団体であること
- 過去にこの基金による助成を受けた団体も対象です。ただし、連続年度の助成を受けることはできません。

### ●対象外となる場合（いずれかに該当）

- ①校区（下）社会福祉協議会、地区福祉委員会等の行うボランティア活動に係る事業
- ②活動の大半が会員の親睦や研修、スキルアップ活動であるもの
- ③宗教や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの
- ④営利を目的とするもの
- ⑤法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
- ⑥暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの
- ⑦行政諸官庁の受託事業、また助成金以外の財源によって運営が可能な事業

### 《助成対象事業》

継続的に福祉ボランティア活動を実施するために必要な団体の事業費。地域福祉の推進のため、『重点助成分野』として、次のような活動を重点的に支援します。

- 「誰をも受け入れ誰もが参加できる地域づくり」
  - ・障がいがある人たちの地域就労への支援
  - ・多様で持続的な当事者活動への支援
  - ・新しい当事者活動の立ち上げ支援
  - ・LGBTQ・外国ルーツの住民の地域への参加 など
- 「健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり」
  - ・高齢者の孤立を防ぐ活動への支援
  - ・地域でいきいきと元気に活躍できる場の創出 など

- 「生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援」
  - ・孤独・孤立にある子ども・若者の居場所づくり
  - ・こども食堂・フリースクールへの支援
  - ・ひとり親家庭に対する支援
  - ・ヤングケアラーへの支援 など
- 「災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援」
  - ・災害時のボランティア活動への支援
  - ・災害に備えた地域での防災・減災活動の支援
  - ・災害時のボランティア活動資機材のネットワーク化支援 など
- 「生活に困難を抱える人たちへの支援」
  - ・経済的困窮にある人への食支援
  - ・住まいを失った人への居住支援
  - ・その他の緊急支援活動の創出支援 など

さらに「TEAM EXPO 2025」プログラム/共創パートナーとして、共創チャレンジに登録され活動する団体を積極的に支援します。

助成対象事業実施期間：令和7年8月～令和8年3月末

〔対象経費〕

- ・普及・啓発活動・ボランティアの養成・研修費
  - ・活動に必要な資機材、備品の購入費
- （リース、ローン、クレジット、レンタルによる事業は、対象外です。）  
 ※資機材、備品の設置に簡易な改修、改造、補修等工事が伴う場合は、その建物が申請団体の資産として登記された建物に限ります。

〔対象にならない経費〕

- ・運営費、人件費、飲食費等団体の責任において負担すべき経費

《助成枠および助成額》

令和7年度助成枠 500万円以内

1団体 30万円まで（但し、申請は1団体1事業に限る。）

（補助率は事業費総額の9/10以内（千円未満切捨て）、1/10以上の自己資金（自主財源）が必要です。）

《助成申請受付期間》

令和7年5月30日（金）まで

「ボランティア活動支援事業助成申請書（令和7年度河原林富美福祉基金による）」（様式1）1部（添付書類を含む）を本会に提出してください。  
 なお、代表者印の押印は不要です。

（様式1はメール送信、添付書類は郵送可）

【添付書類】

- ①団体の会則
- ②令和7年度の予算書及び事業計画書
- ③令和5年度の事業報告書及び決算書

- ④資機材、備品購入の場合は、2社以上の見積書（日付、宛名、有効期限、定価（オープン価格の場合はその旨を記載）、値引き額、消費税が記載のもの）、カタログ、価格表
- ⑤普及・啓発活動・ボランティアの養成・研修費で外注を要する場合は、2社以上の見積書（日付、宛名、有効期限、消費税が記載のもの）
- ⑥団体案内（活動状況がわかるもの）
- ⑦資機材、備品の設置に簡易な改修、改造、補修等工事が伴う場合は、登記簿謄本の写し
- ⑧その他本会が必要とするもの（適宜）

### 《審査及び決定》

この福祉基金の助成は、令和7年7月中旬開催の本会配分委員会において審議のうえ助成対象と助成額を決定します。

なお、ご要望にお応え出来ない場合がありますので、念のため申し添えます。

### 《助成金交付時期》

普及・啓発活動・ボランティアの養成・研修費は、助成金交付請求書提出確認調査後、また、活動に必要な資機材、備品の購入費は、原則、購入確認調査後、銀行振込で行います。

### 《事業の実施報告》

事業完了後、速やかに事業報告書を提出していただきます。

### 《ご注意》

- ※ 申請に係る書類が不備の場合は、申請を受理できません。
- ※ 申請書提出後に申請内容に変更がある場合は、すみやかに本会に連絡のうえ指示を受けてください。
- ※ 助成を受けたときは、本会が示す方法等により、住民等への周知を行ってください。
- ※ 助成金交付後、正当な理由がなく、申請内容に虚偽が発覚した時や事業報告書が提出されなかった場合、助成金を返還していただきます。
- ※ 助成団体については、団体名、助成金、事業内容を本会ホームページや機関紙で公表します。
- ※ 申請書類等で得た個人情報、本事業以外には使用しません。

## **2. 社会福祉協議会への地域福祉活動促進事業**

### 《対象団体》

大阪府社会福祉協議会及び大阪市社会福祉協議会を除く各市区町村社会福祉協議会

- 過去にこの基金による助成を受けた社会福祉協議会も対象です。  
ただし、連続年度の助成を受けることはできません。

### 《助成対象事業》

- ・申請は、下記の「1. 軽自動車助成」または「2. 地域福祉活動促進事業助成」いずれかの1事業に限ります。

- ・ 地域福祉の推進のため、『重点助成分野』として、次のような活動を重点的に支援します。

- 「誰をも受け入れ誰もが参加できる地域づくり」
  - ・ 障がいがある人たちの地域就労への支援
  - ・ 多様で持続的な当事者活動への支援
  - ・ 新しい当事者活動の立ち上げ支援
  - ・ LGBTQ・外国ルーツの住民の地域への参加 など
- 「健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり」
  - ・ 高齢者の孤立を防ぐ活動への支援
  - ・ 地域でいきいきと元気に活躍できる場の創出 など
- 「生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援」
  - ・ 孤独・孤立にある子ども・若者の居場所づくり
  - ・ こども食堂・フリースクールへの支援
  - ・ ひとり親家庭に対する支援
  - ・ ヤングケアラーへの支援 など
- 「災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援」
  - ・ 災害時のボランティア活動への支援
  - ・ 災害に備えた地域での防災・減災活動の支援
  - ・ 災害時のボランティア活動資機材のネットワーク化支援 など
- 「生活に困難を抱える人たちへの支援」
  - ・ 経済的困窮にある人への食支援
  - ・ 住まいを失った人への居住支援
  - ・ その他の緊急支援活動の創出支援 など

さらに「TEAM EXPO 2025」プログラム/共創パートナーとして、共創チャレンジに登録され活動する団体を積極的に支援します。

## **1. 軽自動車助成**

継続的に地域福祉活動を実施するために必要な軽自動車（特殊装備の有無を問わない）購入事業費

- ①新車のみを対象
- ②リース、ローン、クレジット、レンタルによる事業は、対象外です。
- ③車いす仕様でスロープ式（車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗降できる装備）の車両は、身体障がい者対応とし、税金（消費税、自動車税種別割、自動車税（軽自動車税）環境性能割）が減免となる車両とします。
- ④助成車両には、本会指定の明示を指定された方法で表示する。
- ⑤導入後10年経過または、走行距離10万km以上の老朽による車両更新を優先します。

## **2. 地域福祉活動促進事業助成**

さまざまな地域福祉課題の解決に取り組む事業

〔対象にならない経費〕

- ・ 運営費、人件費、飲食費等申請する社会福祉協議会の責任において負担すべき経費

**《助成対象事業実施期間》** 令和7年8月～令和8年3月末

**《助成枠および助成額》**

【助成枠】 800万円以内

【助成額】

1. 軽自動車助成

軽自動車の特殊装備の有無により「基準単価」を設定します。  
車いす仕様でスロープ式の基準単価は150万円、それ以外は  
120万円とします。

助成申請額は①「基準単価」と②車両本体価格と本会指定の明示（参考をご参照）に係る経費を合算した金額から、それに係る値引き及び下取り価格を差引いた額（消費税含む）を算出し、①と②を比較して、金額が低い方の9/10以内（千円未満切捨て）とします。

※基準単価は、助成額の上限ではありません。

2. 地域福祉活動促進事業助成は、100万円まで。

助成率は事業費総額の9/10以内（千円未満切捨て）、1/10以上の自己資金（自主財源）が必要です。）

**《助成申請受付期間》**

令和7年5月30日（金）まで

○軽自動車助成

「社会福祉協議会への地域福祉活動促進事業助成申請書(軽自動車助成)  
（令和7年度 河原林富美福祉基金による）」（様式2）1部（添付書類を含む）を本会に提出してください。

なお、代表者印の押印は不要です。

（様式2はメール送信、添付書類は郵送可）

【添付書類】

①見積書（申請時は、1社のみで可）（日付、宛名、有効期限、車両本体価格、値引き額、下取り価格、本会指定の明示に係る経費（参考をご参照）、消費税が記載のもの）、カタログ、価格表

②その他本会が必要とするもの（適宜）

○地域福祉活動促進事業助成

「社会福祉協議会への地域福祉活動促進事業助成申請書(軽自動車以外)  
（令和7年度 河原林富美福祉基金による）」（様式3）1部（添付書類を含む）を本会に提出してください。

なお、代表者印の押印は不要です。

（様式3はメール送信、添付書類は郵送可）

【添付書類】

①資機材、備品購入の場合は、2社以上の見積書（日付、宛名、有効期限、定価（オープン価格の場合はその旨を記載）、値引き額、消費税が記載のもの）、カタログ、価格表

- ②普及・啓発活動・ボランティアの養成・研修費で外注を要する場合は、2社以上の見積書（日付、宛名、有効期限、消費税が記載のもの）
- ③その他本会が必要とするもの（適宜）

#### 《審査及び決定》

この福祉基金の助成は、令和7年7月中旬開催の本会配分委員会において審議のうえ助成対象と助成額を決定します。  
なお、ご要望にお応えできない場合がありますので、念のため申し添えます。

#### 《助成金交付時期》

普及・啓発活動・ボランティアの養成・研修費は、配分金交付請求書提出確認調査後、また、活動に必要な資機材、備品、軽自動車の購入費は、購入確認調査後、銀行振込で行います。

#### 《事業の実施報告》

事業完了後、速やかに事業報告書を提出していただきます。

#### 《ご注意》

- ※ 申請に係る書類が不備の場合は、申請を受理できません。
- ※ 申請書提出後に申請内容に変更がある場合は、すみやかに本会に連絡のうえ指示を受けてください。
- ※ 助成を受けたときは、本会が示す方法等により、住民等への周知を行ってください。
- ※ 助成金交付後、正当な理由がなく、申請内容に虚偽が発覚した時や事業報告書が提出されなかった場合、助成金を返還していただきます。
- ※ 助成社会福祉協議会については、社会福祉協議会名、助成金、事業内容を本会ホームページや機関紙で公表します。
- ※ 申請書類等で得た個人情報、本事業以外には使用しません。

#### 《お問合せ・申請書提出先》

社会福祉法人大阪府共同募金会事務局

〒542-0065

大阪府中央区中寺 1-1-54

大阪社会福祉指導センター2階

TEL:06-6762-8717 FAX:06-6762-8718

メール:ai-kibou@akaihane-osaka.or.jp